

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日発行)

人事委員会規則

職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例に関する規則をここに公布する。

平成九年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第三号

職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）附則第二十項の規定に基づき、職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例について定めることを目的とする。

(専従の期間に関する特例)

第二条 法附則第二十項の規定により読み替えられた法第五十五条の二第三項の人事委員会規則で定める期間は、七年とする。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

目 次

◇人委規則

職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例に関する規則（職員課）

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（シ）

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（シ）

則（シ）

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（シ）

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（シ）

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（シ）

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（シ）

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（シ）

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（シ）

鳥取県人事委員会規則第四号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「指導係長及び指導主事」の下に「、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 埋蔵文化財センターの次長、調査指導係長及び文化財主事

第二条第三項第十号中「調査指導係長」を「次長、調査指導係長」に改める。

第三条第八号中「所長」の下に「、次長」を加え、同条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 文化課の専門学芸員及び学芸員

第四条第一項第二号中「所長」の下に「及び部長」を加え、同項第四号中「、技幹」を削り、同項第六号中「次長」の下に「、参事監」を加える。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の四の二級の項第七号中「管理主事」の下に「、文化財主事」を加え、同項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 埋蔵文化財センターの次長、係長又は文化財主事の職務

別表第三の四の三級の項第七号中「高校教育主査」の下に「、文化財主査」を、「管理主事」の下に「、文化財主事」を加え、同項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 埋蔵文化財センターの困難な業務を処理する次長、困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する文化財主事の職務

別表第三の四の四級の項第二号中「又は高校教育主査」を「、高校教育主査又は文化財主査」に改める。

別表第三の五の二級の項第十号中「係長」を「次長、係長」に改め、同表の三級の項第十号中「困難な業務を分掌する係の長」を「困難な業務を処理する次長、困難な業務を分掌する係の長」に改める。

別表第三の七の三級の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「、技幹」を削り、同項中同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 健康福祉センターの所長及び部長の職務

別表第三の七の四級の項第二号中「所長」を「困難な業務を処理する所長」に改め、同項第四号中「規模の大きい保健所の所長」を「保健所の困難な業務を処理する所長」に改める。

別表第三の八の六級の項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 保健所の相当困難な業務を所掌する課の長の職務
別表第三の八の七級の項を次のように改める。

七 級	一 保健所の困難な業務を所掌する課の長の職務
	二 食肉衛生検査所の困難な業務を処理する所長の職務

附 則
この規則は、平成九年四月一日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第六号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の本庁の項中

副 参 事

及 び

農 業 技 術
調 整 員

を 削 り、

大規模活
性化プロ
ジェクト
推進室の
室長

大規模活
性化プロ
ジェクト
推進室の
室長

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の鳥取空

港管理事務所の項中

所 長

次 所 長

に改め、同表知事の事務部局

の地方機関の健康福祉センターの項中

課長補佐	課長補佐	課長
係長		

を
課 課 係

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の福祉事務所

長	課長	部長	長
長補佐	課長補佐	課長	

の項中

課長	課長	課長	所長
係長			

を

課長補佐	課長補佐	所長
係長		
課長		

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の保健所の項中

課長補佐	課長補佐	課長
係長		
係長		
係長		

に改め、同表

長	課長	長
長補佐	課長補佐	

係長	係長	係長	課長補佐	課長補佐

知事の事務部局の地方機関の農業大学の項中

校長	次長	部長

を

校長	次長	部長
----	----	----

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中

大規模活性化プロ
ジェクト推進室の
室長

大規模活性化プロ
ジェクト推進室の
室長
参 事 監

に、
「
広報室の室長
能率推進室の室長
」

を
「
広報室の室長
行政体制整備室の
室長
人権施策推進室の
室長
」

に、
「
林業専門技術員室
の室長
」

を

「
林業専門技術員室
の室長
全国育樹祭準備室
の室長
」

に、
「
高速国道対策室の
室長
」

を
「
高速道路推進室の
室長
」

に、

「
検査専門員
農業技術調整員
」

を
「
検査専門員
」

に改め、同表知事の事務部局の地方

機関の鳥取空港管理事務所の項中

「
所
長
」

「
所
次長（人事委員会
が承認したものに
限る。）
長
」

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の健康福祉センターの項中

「
課
」

「
部
課長（地域保健福
祉部の課長を除く。）
長
」

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の福祉事務所の

項中
「
所
長
」

を
「
所
課
長
」

に改め、同表知事の事務部局の

地方機関の保健所の項中

所長（鳥取保健所、倉吉保健所及び米子保健所の所長に限る。）
所長（郡家保健所及び根雨保健所の所長に限る。）

を

所長	課長（保健所支所の課長を除く。）
----	------------------

に改め、同

表知事の事務部局の地方機関の農業高等学校の項中

校長（人事委員会が承認したものに 限る。）	二種
校長	三種

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の土木事務所

校長	三種
----	----

を

の項中

所長	課長
----	----

を

所長	課長	室長
----	----	----

に改め、同表教育委員会事務

局及び教育機関の教育委員会事務局の本庁の項中

課長	三種
祭推進室の室長 全国高校総合文化 祭推進室の室長 高校改革推進室の 室長	四種

に改め、同表警察の警察署の項中

課長	室長
三種	

を

署長	副署長	刑事官	管理官
----	-----	-----	-----

三種	署長	副署長	刑事官	管理官（人事委員会 が承認したものに 限る。）
	三種			

に改める。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第八号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則（昭和三十九年十月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一時本邦外にある職員」を「基準日（条例第十一条の二第一項前段の基準日をいう。以下同じ。）から同項後段の人事委員会が定める日までの期間の全日数にわたつて本邦外にある職員に限る。ただし、世帯主である職員でその扶養親族（条例第八条第二項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）が当該期間内に本邦に居住するもの」に改める。

第三条第一項中「（同項前段の基準日をいう。以下同じ。）を削り、同条第二項中「同条第六項」を「同条第五項」に、「第九条第三号」を「第九条第一項第三号」に、「第十一条の二第五項」を「第十一条の二第四項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条中「第十一条の二第二項第二号」を「第十一条の二第二項」に改め、同条第一号中「条例第八条第二項に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）を「扶養親族」に改める。

第六条中「第十一条の二第四項」を「第十一条の二第三項」に改め、「又は第三項」

を削り、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第七条第一項及び第二項中「第十一条の二第五項」を「第十一条の二第四項」に改め、同条第三項中「第十一条の二第五項」を「第十一条の二第四項」に改め、同項第一号中「給料の月額及び条例第十一条の二第二項第一号に掲げる割合を乗ずべき同号の合計額に係る扶養親族に関する事項以外の事項に限る。以下同じ。」を削り、同項第三号中「第十一条の二第五項第一号」を「第十一条の二第四項第一号」に改め、同項第四号中「第十一条の二第五項第三号」を「第十一条の二第四項第三号」に改め、同条第四項中「第十一条の二第五項」を「第十一条の二第四項」に改め、同条第五項中「第十一条の二第五項第四号」を「第十一条の二第四項第四号」に改める。

第八条中「第十一条の二第六項」を「第十一条の二第五項」に改める。
第九条第一項中「第十一条の二第七項」を「第十一条の二第六項」に改め、同項第三号中「第十一条の二第六項」を「第十一条の二第五項」に改め、同条第二項中「第十一条の二第五項」を「第十一条の二第四項」に改める。

第十条中「第四条、」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この規則は、平成九年四月一日から施行する。（改正条例附則の規定による寒冷地手当の額に関する経過措置）
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成八年十二月鳥取県条例第二十二号。以下「改正条例」という。）附則第十五項の人事委員会が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項の人事委員会が定める額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 平成九年三月一日から平成十三年二月二十八日までの間（以下「対象期間」という。）に職員が改正条例第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。）第十一条の二第二項の規定によるものとした場合の額（以下「改正後の額」という。）の異なる地域に異動した場合（第三号から第六号までに掲げる場合を除く。） 次のイ又はロに

掲げる場合の区分に応じてそれぞれイ又はロに定める額

イ 当該異動の直後に在勤する地域に係る改正後の額が平成九年二月二十八日において在勤していた地域に係る改正後の額に達しないこととなる場合(当該異動の日以後の対象期間において更に改正後の額の異なる地域に異動した場合を含む。以下「額の低い地域に異動した場合」という。) 改正条例附則第十五項に規定する平成八年度基準日(以下「平成八年度基準日」という。)における当該職員の給料の月額と平成八年度基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて給与条

例第八条第三項及び第四項の規定の例により算出した額との合計額(同条の規定が適用されない職員にあつては、平成八年度基準日における給料の月額)又は五十八万三千円のいずれか低い額(以下「基礎額」という。)に当該異動の直後に在勤する地域(当該異動の日以後の対象期間において更に改正後の額の異なる地域に異動した場合にあつては、平成九年三月一日から改正後の額の異なる地域への直近の異動の日までの間に当該職員の在勤する地域のうち改正後の額の最も低い地域。以下「異動後の地域」という。)に応じて改正条例第二条の規定による改正前の給与条例第十一条の第二項第一号に規定する割合を乗じて得た額と異動後の地域及び平成九年二月二十八日における当該職員の世帯等の区分に応じて同項第二号に規定する額を合算した額

ロ イに該当する場合以外の場合(次号に掲げる場合を除く。) 改正条例附則第十五項に規定する合算した額

二 対象期間に職員の世帯等の区分に変更があつた場合(次号から第六号までに掲げる場合を除く。) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じてそれぞれイ又はロに定める額

イ 当該変更の直後の世帯等の区分に係る改正条例第二条の規定による改正前の給与条例第十一条の第二項第二号に規定する額が平成九年二月二十八日における当該職員の世帯等の区分に係る同号に規定する額に達しないこととなる場合(当該変更の日以後の対象期間において更に世帯等の区分に変更があつた場合を含む。以下「額の低い世帯等の区分への変更があつた場合」という。) 基礎額に平成

九年二月二十八日において当該職員の在勤していた地域に応じて同項第一号に規定する割合を乗じて得た額と当該地域及び当該変更の直後の世帯等の区分(当該変更の日以後の対象期間において更に世帯等の区分に変更があつた場合にあつては、平成九年三月一日から世帯等の区分の直近の変更の日までの間に在勤する当該職員の世帯等の区分のうち同項第二号に規定する額の最も低い世帯等の区分。以下「変更後の世帯等の区分」という。)に応じて同項第二号に規定する額を合算した額

ロ イに該当する場合以外の場合(前号イに掲げる場合を除く。) 改正条例附則第十五項に規定する合算した額

三 対象期間に職員が額の低い地域に異動した場合で、かつ、対象期間に当該職員の世帯等の区分について額の低い世帯等の区分への変更があつた場合(次号から第六号までに掲げる場合を除く。) 基礎額に異動後の地域に応じて改正条例第二条の規定による改正前の給与条例第十一条の第二項第一号に規定する割合を乗じて得た額と異動後の地域及び変更後の世帯等の区分に応じて同項第二号に規定する額を合算した額

四 平成八年度基準日において職員が教職調整額を受けていた場合(次号及び第六号に掲げる場合を除く。) 基礎額と平成八年度基準日における当該職員の教職調整額との合計額に平成九年二月二十八日において当該職員の在勤していた地域(対象期間に当該職員が基準額の低い地域に異動した場合にあつては、異動後の地域。以下この項において同じ。)に応じて改正条例第二条の規定による改正前の給与条例第十一条の第二項第一号に規定する割合を乗じて得た額と同日において当該職員の在勤していた地域及び同日における当該職員の世帯等の区分(対象期間に当該職員の世帯等の区分について額の低い世帯等の区分への変更があつた場合にあつては、変更後の世帯等の区分。次号及び第六号において同じ。)に応じて同項第二号に規定する額を合算した額

五 平成九年二月二十八日において職員の在勤していた地域及び同日における当該職員の世帯等の区分をそれぞれ平成八年度基準日において当該職員の在勤していた地

域及び平成八年度基準日における当該職員の世帯等の区分とみなして平成八年度基準日において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十八号。以下「昭和五十五年改正条例」という。)附則第八項の規定を適用するものとした場合に当該職員が同項の暫定額を受けることとなるとき(次号に掲げる場合を除く。) 当該暫定額(その額が五十八万三千円に平成九年二月二十八日において当該職員の在勤していた地域に応じて改正条例第二条の規定による改正前の給与条例第十一条の第二項第一号に規定する割合を乗じて得た額と当該地域及び同日における当該職員の世帯等の区分に応じて同項第二号に規定する額を合算した額を超えることとなるときは、当該合算した額)

六 平成九年二月二十八日において職員(昭和五十五年八月三十日以前から引き続き在職する職員に限る。)の在勤していた地域及び平成九年二月二十八日における当該職員の世帯等の区分をそれぞれ平成八年度基準日において当該職員の在勤していた地域及び平成八年度基準日における当該職員の世帯等の区分とみなして平成八年度基準日において昭和五十五年改正条例附則第十項の規定を適用するものとした場合に当該職員が同項の人事委員会が定める額を受けることとなるとき 当該人事委員会が定める額

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一教育職給料表(一)の項中

三級	二級の十	二級の十	二級の十
二級の十	四号給及び十五号給	二級の十	二級の十
六号給以上	七号給	十一号給	九号給

の八及び給

を

三級	二級の十	二級の十	二級の八
二級の十	二号給及び十三号給	一号給	十号給
四号給以上	十号給	十号給	十号給

に改め、同表

教育職給料表(二)の項中

三級の六	三級の四	三級の三	二級の十	二級の十
号給以上	号給及び五号給	号給以下	三号給	一号給及び十二号給
七号給以上	七号給以上	四号給から十六号給まで		

を

三級の五	三級の三	三級の二	二級の十	二級の十
号給以上	号給及び四号給	号給及び二号給	二号給	一号給
五号給以上	二級の十	二級の十	三号給及び十四号給	

に改め、同表研究職給

<table border="1"> <tr><td>三級の四 号給以上</td><td>三級の三 号給</td><td>三級の二 号給</td><td>三級の五 号給以上</td></tr> <tr><td>二級の七 号給以上</td><td>二級の六 号給</td><td>二級の五 号給以下</td><td>一級の九 号給以上</td></tr> <tr><td>号給以上</td><td>号給</td><td>二級の九 号給以上</td><td>一級の八 号給</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>一級の五 号給から 七号給ま で</td><td></td></tr> </table>	三級の四 号給以上	三級の三 号給	三級の二 号給	三級の五 号給以上	二級の七 号給以上	二級の六 号給	二級の五 号給以下	一級の九 号給以上	号給以上	号給	二級の九 号給以上	一級の八 号給			一級の五 号給から 七号給ま で		<table border="1"> <tr><td>四級の二 号給及び 五号給</td><td>三級の三 号給</td><td>三級の二 号給</td><td>二級の八 号給</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>二級の九 号給以上</td><td></td></tr> </table>	四級の二 号給及び 五号給	三級の三 号給	三級の二 号給	二級の八 号給			二級の九 号給以上		<p>料表の項中</p> <table border="1"> <tr><td>五級(上 記の者を 除く。)</td><td>四級の二 号給</td><td>四級の三 号給及び 四号給</td><td>三級の八 号給及び 九号給</td></tr> <tr><td>四級の三 号給以上</td><td>三級の五 号給及び 六号給</td><td>二級の十 号給以上</td><td></td></tr> <tr><td>三級の七 号給以上</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	五級(上 記の者を 除く。)	四級の二 号給	四級の三 号給及び 四号給	三級の八 号給及び 九号給	四級の三 号給以上	三級の五 号給及び 六号給	二級の十 号給以上		三級の七 号給以上			
三級の四 号給以上	三級の三 号給	三級の二 号給	三級の五 号給以上																																			
二級の七 号給以上	二級の六 号給	二級の五 号給以下	一級の九 号給以上																																			
号給以上	号給	二級の九 号給以上	一級の八 号給																																			
		一級の五 号給から 七号給ま で																																				
四級の二 号給及び 五号給	三級の三 号給	三級の二 号給	二級の八 号給																																			
		二級の九 号給以上																																				
五級(上 記の者を 除く。)	四級の二 号給	四級の三 号給及び 四号給	三級の八 号給及び 九号給																																			
四級の三 号給以上	三級の五 号給及び 六号給	二級の十 号給以上																																				
三級の七 号給以上																																						
<table border="1"> <tr><td>三級の三 号給以上</td><td>三級の二 号給</td></tr> </table>	三級の三 号給以上	三級の二 号給	<p>に改め、同表医療職給料表(一)の項中</p>	<table border="1"> <tr><td>五級(上 記の者を 除く。)</td><td>四級の三 号給以上</td><td>三級の六 号給以上</td></tr> </table>	五級(上 記の者を 除く。)	四級の三 号給以上	三級の六 号給以上																															
三級の三 号給以上	三級の二 号給																																					
五級(上 記の者を 除く。)	四級の三 号給以上	三級の六 号給以上																																				

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中「次長」を「次長 参事監」に、「職員課能率推進室長」を「職員課行政体制整備室長 同和对策課人権施策推進室長」に、「林務課林業専門技術員室長」を「林務課林業専門技術員室長 森林保全課全国育樹祭準備室長」に、「道路課高速国道対策室長」を「道路課高速道路推進室長」に、「職員課能率推進室員(企画に関する事務を行う室員に限る。)」を「職員課行政体制整備室室員(企画に関

する事務を行う室員に限る。)に改め、同表知事の事務部局の項中

鳥取空港管理事

務所
所長

を
鳥取空港管理事務所
所長 次長

健康福祉センター

に、
健康福祉センター
所長 総務企画課長

を

健康福祉センター

所長 地域保健福祉部長 総務企
画課長 総務福祉課長

に、
福祉事務

所
所長

を
福祉事務所
所長 福祉課長

に、
保健
所
所長 総務課長

を

保
健
所
所長

保健予防課長 生活環境課

に、
土木事務

所
所長 課長

を
土木事務所
所長 課長 室長

に改め、同表教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中

「全国高校総合文化祭推進室長」を「全国高校総合文化祭推進室長 高等学校課高校改
革推進室長」に、「室長補佐」を「室長補佐 高等学校課高校改革推進室主幹」に、「高

等学校課管理係長」を「高等学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員(企画に
関する事務を行う室員に限る。)に改める。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める
規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十一号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定
める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める
規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表の4の項中

保 育 所 所長

を

保 育 所 所長

保 健 センター 所長

に改める。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】